

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年（2026年）2月2日

下関市役所豊田総合支所長 河崎 昌文

1 業務名 林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2

2 業務場所 下関市豊田町大字地吉～一ノ俣地内

3 業務内容 施工延長 L=10, 959m

草刈面積 A=15, 502m²（仕様書のとおり）

4 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

5 入札参加条件

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（3）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿において「建物等保守管理」の「道路・公園・森林等の清掃・管理」に登録されており、所在地区分が「市内」、「準市内1」、「準市内2」のいずれかであること。

（4）本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所 下関市役所豊田総合支所建設農林課

（2）日時 公告の日から令和8年2月17日（火）17時まで

7 入札参加申請方法

「入札参加資格確認申請書（別紙1）」を下関市役所豊田総合支所建設農林課に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。

8 入札参加申請書提出期限

令和8年2月10日（火）17時までとする。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書（別紙2）」により、令和8年2月13日（金）17時までに通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

10 質問の方法

- （1）本入札に関する質問は、ファクシミリによること。
- （2）質問の期限は、令和8年2月9日（月）15時までとする。
- （3）質問の回答は、速やかに質問者のみにファクシミリにより回答する。

11 入札日時等

- （1）入札日時 令和8年2月18日（水）10時30分
- （2）入札場所 下関市役所豊田総合支所第1会議室

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 入札方法

- （1）持参によること。郵便による入札は認めない。
- （2）入札において使用する入札書は、別添様式（別紙3）を使用すること。
- （3）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （4）代理人が入札する場合は、委任状（別紙4）を入札時までに提出すること。

14 その他

- （1）入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市役所豊田総合支所建設農林課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- （2）（1）に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- （3）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- （4）入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。

(5) 次に掲げるものの一つに該当する入札は無効とする。

- ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
- イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
- ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
- エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。
- カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
- キ 金額を訂正した入札書によるもの。

(6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(8) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(9) 入札参加申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に問わらず、申請書類等は返却しない。

15 問い合せ先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所建設農林課 担当 久保田、岡屋

電話 083-766-2791

FAX 083-766-2615